

別紙記載の者は、介護保険料督促状を送達しようとしたが、住所及び居所が不明のため、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は福祉部介護保険課に保管してありますので、該当する方は申し出て受領してください。

令和8年9月8日

川越市長 森田 初恵